

## 金沢市U J I ターン障害福祉職員就業支援金交付要綱制定について

### 制定理由

本市の障害福祉職員の確保並びに移住及び定住の促進を図るため、障害福祉サービス事業所等を運営する事業者に対し、石川県外に在住する者を雇用するための就業支援金を交付することに関し、必要な事項を定める。

金沢市U J I ターン障害福祉職員就業支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

### 金沢市U J I ターン障害福祉職員就業支援金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の障害福祉人材の確保並びに移住及び定住の促進を図るため、障害福祉サービス事業者に対し、石川県外に在住する者を雇用するための転居等に対する金沢市U J I ターン障害福祉職員就業支援金（以下「就業支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。

#### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害福祉サービス事業者 次のアからクまでに掲げる事業のいずれかを行う法人をいう。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この号において「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業

イ 法第5条第10項に規定する施設入所支援事業

ウ 法第5条第18項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業

エ 法第5条第26項に規定する移動支援事業

オ 法第5条第27項に規定する地域活動支援センターを運営する事業

カ 法第5条第28項に規定する福祉ホームを運営する事業

キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業

ク 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を行う事業

ケ 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援を行う事業

(2) 障害福祉サービス事業所 前号アからクまでに掲げる事業を行う事業所をいう。

(3) 正規雇用かつ常勤 期間の定めのない労働契約（障害福祉職員としての適正を判断する目的をもって労働契約に有期の試用期間を設け、当該試用期間が満了した時に障害福祉職員としての適正を有することをもちて期間の定めのない労働契約に自動的に移行する場合を含む。）を締結しており、かつ、1週間の勤務時間が1年を平均して32時間以上又は1か月の勤務時間が1年を平均して128時間以上であることをいう。

(4) 障害福祉職員 障害福祉サービス事業所において第1号アからクまでに掲げる事業に従事する者をいう。

（就業支援金の交付）

第3条 就業支援金は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「対象障害福祉職員」という。）を雇用し、かつ、次条に規定する支援金を対象障害福祉職員に交付した障害福祉サービス事業者に対し、毎年度予算の範囲内で交付するものとする。

(1) 本市の障害福祉サービス事業所に正規雇用かつ常勤の障害福祉職員として勤務すること。

(2) 障害福祉サービス事業者から採用の決定を受けた際に、石川県外に居住していたこと。

(3) 障害福祉サービス事業者から採用の決定を受けた際に、石川県内において就業をしていないこと。

(4) 障害福祉サービス事業者から採用の決定を受けた後、雇用開始日までに本市に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。）をし、同市の区域内に住所を有すること。

(5) 暴力団（金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(6) 過去にこの要綱の規定による就業支援金の交付を受けていないこと。

(7) その他市長が不相当と認めるものではないこと。

(就業支援金の額)

第4条 就業支援金の額は、障害福祉サービス事業者が対象障害福祉職員に支給した支援金の実支払額とし、1人当たり200,000円を上限とする。

(就業支援金の交付申請)

第5条 就業支援金の交付を受けようとする障害福祉サービス事業者は、対象障害福祉職員に支援金を交付した年度末までに、市長が別に定める金沢市UJIターン障害福祉職員就業支援金交付申請書（以下「交付申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 交付申請書には、第3条の要件を満たすことを証するものとして、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 住民票の写し

(2) 雇用通知書等の写し（正規雇用かつ常勤であることが分かるもの）

(3) 対象障害福祉職員が事業者から支援金を領収したことを証する書類の写し

(4) 障害福祉サービス事業者から採用の決定を受けた際の住民登録地が本市の区域内である者にあつては、当該決定を受けた際の居住地が確認できる郵便物等

(5) その他市長が必要があると認める書類

(就業支援金の交付の決定等)

第6条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上、就業支援金の交付の可否を決定し、その旨を市長が別に定める金沢市UJIターン障害福祉職員就業支援金交付決定通知書により、障害福祉サービス事業者に通知するものとする。

(就業支援金の返還)

第7条 市長は、対象障害福祉職員が雇用開始日から2年以内に次の各号のいずれかの場合に該当することとなったときは、就業支援金の交付を受けた障害福祉サービス事業者に対し、当該交付を受けた就業支援金の返還を命じるものとする。ただし、災害、病気、産前産後休暇、育児休業等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 対象障害福祉職員が障害福祉サービス事業所を退職した場合

(2) 対象障害福祉職員が第2条第1号アからクまでに掲げる事業以外に従事した場合

(3) 対象障害福祉職員が就業支援金の交付の対象の障害福祉サービス事業所から、人事

異動等により市外の障害福祉サービス事業所に異動した場合

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。